

上上下下審 第 7 号
平成28年11月14日

上尾市長 島 村 穰 様

上尾市上下水道事業審議会
会 長 滝 沢 智



上尾公共下水道全体計画区域の見直しについて（答申）

平成27年12月11日付け上下第53号で諮問のありました標記の件について、上尾市上下水道事業審議会において慎重に審議を重ねた結果、ここに結論を得たので、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1. 審議結果

公共下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するための都市基盤施設として重要な役割を担っており、将来にわたってもその機能を発揮し、持続していかなければならない。

しかしながら、今後、人口減少や高齢化社会の進展等により社会情勢が大きく変化する中では、長期的に厳しい財政状況となることが予測される。

また、下水道は汚水整備の他、浸水被害軽減策としての雨水整備や既存施設の老朽化対策についても計画的に実施しなければならない。

これらの状況の中、現在の計画どおりに整備拡大を進めた場合には、整備完了まで約50年を費やすこととなるほか、下水道使用料の大幅な値上げによる市民負担の増大が懸念され、次世代への課題を残すこととなる。

このため、下水道事業の安定的かつ持続的な経営を図る観点から、これまでの整備計画区域を見直し、将来的に公共下水道が効率的と見込まれる区域を選定し、整備していくことが必要であり、公共下水道全体計画区域外については、合併処理浄化槽の整備手法に委ねた合理的な区域設定を行うべきである。

なお、上位計画として位置付けられている『上尾市都市計画マスタープラン2010』において、「都市経営の観点から公共下水道と合併浄化槽の合理的かつ適切な区域設定を改めて検討します」としている。

よって、効率的かつ合理的な区域設定条件のもとに作成した「上尾公共下水道全体計画区域」（別図）は妥当であると認める。

2. 意見

- (1) 市街化調整区域において下水道整備を行う際には、都市計画税の負担がないことを考慮して、市街化区域との負担の均衡を図るように努めること。
- (2) 下水道の整備にあたっては、国庫補助金等を最大限に活用するとともに可能な限りコスト縮減を図りつつ、下水道接続率の向上に努めること。
- (3) 合併処理浄化槽の整備区域については、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適切な維持管理を推進すること。
また、将来的な合併処理浄化槽の更新に対する市の支援や排水接続先の確保に努めること。
- (4) 国土交通省・農林水産省・環境省の3省通達による未整備地区における汚水処理の早期概成に邁進する一方で、既存の管路施設とポンプ場施設の改築更新や耐震化などにも適切に対処し、持続可能な汚水処理の運営を行うこと。
- (5) 市街化調整区域から市街化区域に新たに編入される場合は、速やかに全体計画区域に取り込むこと。
- (6) 計画の見直しにより汚水処理整備手法が変更となる住民に対しては、十分な説明を行い、合意形成に努めること。
- (7) 社会情勢や土地利用状況等に鑑み、概ね10年毎に計画の見直しを行うこと。